

県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書 案

未定稿

10月26日現在

令和3年〇月

奈良県教育委員会

目 次

0. はじめに	1頁
1. 検証の目的等	2頁
(1) 検証の目的	
(2) 県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会の設置	
(3) 検証委員会の開催状況	
2. 検証事項と視点	3頁
3. 検証の結果	4頁
(1) 「県立高等学校適正化推進方針」についての検証	
① 策定の時期・方法等についての視点	
② 教育環境整備についての視点	
③ 高校教育改革についての視点	
(2) 「県立高等学校適正化実施計画」についての検証	
① 策定の時期・方法等についての視点	
② 教育環境整備についての視点	
※③ 高校教育改革についての視点は(1)③であわせて検証	
4. おわりに	〇頁

0. はじめに

変化がますます加速するこれからの時代を生きる子どもたちには、予測困難な社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を最大限に発揮し、自ら人生を創出することが求められる。このような時代の要請に学校が応える必要があることから、奈良県教育委員会では、10年ごとに改訂される高等学校学習指導要領等も踏まえながら、時代の変化に対応した新しい高校づくり、社会や地域とつながる教育の推進、教育内容や校名の見直し等により、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を推進するための方針として「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～」(以下、「推進方針」という。)を、平成30年4月に策定した。

その後、奈良県議会平成30年9月定例会において、平成30年10月に「県立高等学校適正化実施計画」(以下、「実施計画」という。)が議決された。実施計画は推進方針に沿って、県立高等学校において魅力と活力あるこれからの高校づくりを概ね10年間で進めるために、質向上と再編成を図るための具体的な計画について検討を行い、策定したものである。この実施計画に基づき、令和2年度に国際高等学校が、令和3年度に奈良商工高等学校、高円芸術高等学校、商業高等学校、奈良南高等学校が開校した。令和4年度には宇陀高等学校と公立大学法人奈良県立大学が設置する奈良県立大学附属高等学校が、令和5年度には国際高等学校に併設する国際中学校が開校予定であり、着実に実施計画が進行しているところである。実施計画により、閉校する学校や、校名が変わる学校、学科やコースの改編により教育内容を刷新する学校が多数出てくることになった。

実施計画の公表以降、多くの厳しい御意見をいただいたが、実施計画策定までのプロセスに関する内容が多数あったことを受け、また、次期適正化を含む本県における今後の県立高等学校に関する施策に資する目的で、教育委員会において県立高等学校適正化の推進に係る検証を行うことになった。本報告書は、その内容をまとめたものである。

1. 検証の目的等

(1) 検証の目的

奈良県教育委員会が「推進方針」及び「実施計画」の検討から実施に至るまでのプロセスについての問題点を検証し、次期適正化を含む本県における今後の県立高等学校に関する施策に資する。

(2) 県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会の設置

検証の実施にあたっては、外部の委員から意見聴取を行うための「県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）を設置した。

委員については、4名を委嘱した。

- 教育関係有識者 重松 敬一 氏（奈良教育大学名誉教授）
- 行政法関係有識者 三住 忍 氏（弁護士）
- 市町村教育行政経験者 上田 陽一 氏（都市教育長協議会会長）
- P T A活動経験者 筒井 義一 氏（奈良県P T A協議会会長）

※職等は就任当時のものである。

奈良教育大学名誉教授の重松敬一氏は、平成13年から平成15年に県立高校再編計画策定委員会の副委員長をお務めいただいている。奈良県の教育行政の展開を教育研究者の立場で長く俯瞰されており、高校教育改革についての御意見を多数いただいた。

三住忍氏は、奈良弁護士会から御推薦をいただいた。計画策定に至る間の情報公開の在り方について等、行政法に明るい方の立場から広く御意見をいただいた。

都市教育長協議会会長の上田陽一氏は、桜井市教育長であり、計画の影響を最も受ける中学生とその関係者、市町村教育委員会の目線から御意見をいただいた。

奈良県P T A協議会会長の筒井義一氏からは、中学生や小学生の保護者の視点から、また、地域と学校の連携の視点等から御意見をいただいた。

(3) 検証委員会の開催状況

検証委員会は以下の4回を実施した。

- ・第1回 令和3年 6月16日（水曜日）
- ・第2回 令和3年 7月 7日（水曜日）
- ・第3回 令和3年 8月25日（水曜日）
- ・第4回 令和3年10月14日（木曜日）

2. 検証事項と視点

検証する事項については、次の2点とした。

- ・ 県立高等学校適正化推進方針について
- ・ 県立高等学校適正化実施計画について

また、検証を進める際の主な視点として、次の3つを設定した。

- <視点1>策定の時期・方法等について
- <視点2>教育環境整備について
- <視点3>高校教育改革について

視点3については、推進方針と実施計画あわせての検証とし、推進方針の頁に掲載している。

3. 検証の結果

(1) 「県立高等学校適正化推進方針」についての検証

① 策定の時期・方法等についての視点

【検討の経緯】

奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会

期 間 平成26年6月～平成29年3月

目 的 奈良県立高等学校の配置と規模について課題の検証を行い、奈良県立高等学校の方向性について検討する

組 織 教育次長、教委事務局関係課室長、教育振興課長（地域振興部）

回数等 9回開催

報告等 ○平成29年3月教育委員会会議第19回定例会

奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会における論点整理について

- ・規模に関して、前回の再編時の基準を踏襲し、8学級程度を適正とすること。適正と考えられる規模が維持できない場合は、統合を視野に入れ、今後の在り方を検討すること。ただし、山間等交通不便の地にある学校や定時制・通信制課程については、別途検討すること。
- ・高度情報化やグローバル化など社会の変化を踏まえ、実学教育の推進等を図るため、各高等学校の特色化をさらに推進すること。
- ・地域を支える人材の育成という観点から、どの地域においても、生徒が希望や適性を基に、幅広い選択を行うことができるよう配置を検討すること。

奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化検討委員会

期 間 平成29年4月～平成30年1月

目 的 奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化について、今後の実施計画を検討する

組 織 教育次長、参与、教委事務局関係課室長、教育振興課長（地域振興部）

回数等 9回開催

報告等 教育委員会会議定例会

○平成29年8月教育委員会会議第8回定例会

その他報告事項

県立高等学校の配置及び規模の適正化について

- ・今後の審議予定について

○平成29年9月教育委員会会議第10回定例会

議決事項

教育委員会会議臨時会の開催について（可決）

・臨時会開催の目的：

奈良県立高等学校の特色づくりを一層推進するため、教育内容等を全県的に見直すとともに適正な配置について検討し、適正化の概要及び実施計画を策定するため

・臨時会開催予定等：

平成29年10月以降、月1回程度開催

地元教育関係者で構成する地域別協議会を開催

各学科等の関係者からのヒアリングを実施

平成30年2月を目途に適正化の概要を取りまとめる予定

教育委員会会議臨時会(第1回～第7回)

期 間 平成29年10月～平成30年3月

○平成29年10月 教育委員会会議第1回臨時会

議決事項

県立高等学校の適正配置に関する検討について（可決）

・県立高等学校の適正配置について

・高等学校の各学科の関係者等からのヒアリングの実施

・地域別協議会の実施

○平成29年10月 教育委員会会議第2回臨時会

議決事項

第1回奈良県立高等学校適正配置検討地域別協議会の実施について（可決）

その他報告事項

県立高等学校の適正配置に関する検討に係るヒアリングの実施について

・6名の高等学校各学科代表等よりヒアリングを実施

県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート実施

時 期 平成29年11月

対 象 中学校長97名（回収率94.1%）、PTA会長79名（回収率76.7%）

内容等・「県立高等学校の特色化の方向性」として重要だと思うか。

職業に関する科目が充実しており、専門的な技術や資格が取得できること

・「県立高等学校の適正配置に関する考え方」として重要であると思うか。

生徒数の増減を踏まえ、各地域にバランスよく学校を配置すること

等 （自由記述欄あり）

第1回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会

時 期 平成29年11月

目 的 奈良県立高等学校の配置について、地域毎の課題や今後の望ましい在り方などについて、様々な角度から意見を交換してとりまとめ、奈良県教育委員会が行う議論の参考とする。

対象等 北部、中部・西部、南部・東部の3会場において実施
中学校長19名、県小・中学校PTA会長19名出席

内容等 県立高等学校の特色化について（これまでの特色化の成果等、中学生の進路選択、各学校の特色化の周知、高校卒業後の進路、特色化の具体、等）
地域を支える人材の育成について、県立高校の配置について 等

教育委員会会議臨時会

○平成29年11月 教育委員会会議第3回臨時会

その他報告事項

県立高等学校の適正配置に関する検討に係るヒアリングの実施について
・3名の高等学校各学科代表、高校校長協会会長等よりヒアリングを実施

○平成29年12月 教育委員会会議第4回臨時会

その他報告事項

第1回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会実施報告
県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート集約結果
奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理

県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート実施

時 期 平成30年1月

対 象 奈良県PTA協議会会員199名（当日参加345名）

内容等 ・お子さんが中学3年生になり高等学校等に進学する際、学びたいことや取り組みたいことを基に学校を選択できると思うか。
・現在の県立高等学校の教育内容や学校配置は、学びたいことや取り組みたいことを基にした学校選択に十分応えることができていると思うか。
等 （自由記述欄あり）

教育委員会会議臨時会

○平成30年1月 教育委員会会議第5回臨時会

その他報告事項

奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理

第2回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会

時 期 平成30年1月

目 的 第1回と同じ

対象等 北部、中部・西部、南部・東部の3会場において実施
中学校長22名、県小・中学校PTA会長18名出席

内容等 県立高等学校の教育内容について（特色化の推進、学科構成等）
県立高校の配置について（各地域の配置、学校の統合等）
適正配置計画について
入学者選抜について
施設設備について 等

教育委員会会議臨時会

○平成30年2月 教育委員会会議第6回臨時会

その他報告事項

第2回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会実施報告

県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート集約結果

奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理

○平成30年3月 教育委員会会議第7回臨時会

議決事項

県立高等学校適正化推進方針案（可決）

奈良県議会平成30年文教くらし委員会（平成30年3月）

県立高等学校適正化推進方針（案）を報告

県立高等学校適正化推進方針（案）に対するパブリック・コメント実施

時 期 平成30年3月9日～4月6日

68名から92件の御意見をいただいた。

【検証委員会からの主な意見】※（２）「県立高等学校適正化実施計画」についての検証共通

（計画策定の検討に係る情報の把握）

- ・ 少子高齢化が進み、生徒数が減少する中、より良い環境の中で教育を行うためには、適正化の問題は、突然立ち上げて行うのではなく、教育行政の課題として常にウォッチングしておく必要がある。
- ・ 県民が自分たちの立場で意見を言い、それが反映されることに責任をもつというような自覚を県民の皆様にもっていただけるように、相互のやりとりが大事になってくる。
- ・ 県の事業については、全て県民に関わる問題だが、民主政治として、どこまでを専門家に任せていくのか難しい。教育には全ての人が意見を言える。教育の分野についてはいろいろな意見を事前に収集することが必要だと思う。

（計画策定の時期、期間等）

- ・ 学習指導要領もほぼ10年毎に改訂が行われるが、計画の策定に当たっては、子どもの減少、社会の動き、世界との関係等について押さえながら、検証も含めて5年後を目途に教育委員会内部の検討を始め、次に外部の有識者の意見を取り入れながら、情報公開及び意見聴取を実施するといったスパンをモデルにするのがよいのではないかと。

（計画を検討する組織）

- ・ 平成29年4月からの適正化検討委員会についても、組織としては内部の委員会ということになっている。地域住民や保護者の代表者等を委員に入れて進行してもよかったのではないかと。
- ・ ほぼ決まってからパブリックコメントをするよりも、検討の段階で現場の方、例えば校長先生や、違う立場の方に入っていただく方が、決まったことについての説得力があるのではないかと。

（計画検討段階での情報の公開）

- ・ 情報の出し方は難しいが、出せる情報は随時出していくことが大切である。
- ・ 今後も少子化の問題があり、人数のシミュレーションから学校数をどれだけ減らすのかという課題が将来も必ず出てくる。大まかなビジョンを県民に提示し、意見を聴いてもらうことが大切だ。
- ・ 生徒数減少のシミュレーションを教育委員会だけが持っているのではなく、できるだけ確かな情報を保護者を含む県民と共有することが大切だ。
- ・ 今回の計画について、いろいろな可能性の探索や検討を経て行っていたという事実はあるが、結果的に県民は事実として結果を知らされたのであって、その選択に至る理由については十分には知らされていなかった。
- ・ 再編の具体的な対象についての情報だけを出すのではなく、今後の奈良県の高等学校改革や高等学校再編の方向性を県民のみなさんに御理解いただくことが大切である。
- ・ 教育委員会の課題とは別に、教育に対する保護者や県民意識の問題がある。
- ・ 少子化が進む中、平成26年から高校の規模の最適化や配置等について、あるいは高校教育改革について検討を始め、いろいろな方面からアンケート等も確認しながら進めら

れてきた。この検証委員会で私たちが検証している過程や内容が、情報として県民にうまく伝わっていないことが課題だ。

- ・平成30年にパブリックコメントをしているが、学校名が明らかではなく、現実として県民が具体的に理解するということが難しかったと思う。もう少し具体的な内容も、情報として出していく方が良かったのではないか。具体的な適正化や高校教育改革については、決して間違った方向へっていないと感じている。

(中学生への情報提供)

- ・中学生が情報を親子で共有し、話をしながら、自分の進路をきちんと考えられる機会を多くもてるように、県からも情報提供をしっかりとしていかなければならない。
- ・中学生の進路選択の問題があるので、3年生だけではなく、2年生、1年生から周知徹底していくことが大切になる。
- ・今後適正化を考える上では、推進方針から実施計画の間に、推進の計画として、県民に状況を知らせ、県民の意見を聞き、特に中学校の受験に関わって齟齬が生じないように準備が必要ではなかったのかと感じるところがあった。
- ・高校の再編については、保護者も中学生も関心が高いと思う。中学校の進路指導や情報提供が、子どもたちや保護者に一番情報が伝わりやすいので、中学校の教員にしっかりと方向性や具体的な情報を伝えてほしい。子どもたちは自分の行く高校の学校名が変わったり、閉校になったりすることは意識するので、早い目に中学校を通して具体的な情報を流していただくのが効果的ではないかと感じている。

【検証課題】

(適正化検討開始の時期)

- ・前回の県立高校再編計画の実施（平成16年度～平成20年度）から平成26年6月のプロジェクト委員会設置まで約10年が経過。

(計画策定に係る組織)

- ・プロジェクト委員会及び適正化検討委員会の組織。

(情報の公開)

- ・プロジェクト委員会及び適正化検討委員会ともに全て教育委員会事務局及び教育振興課職員で実施。
- ・プロジェクト委員会及び適正化検討委員会から教育委員会会議への報告が中心。

(意見の聴取等)

- ・ヒアリング、地域別協議会、アンケートの実施。

(パブリックコメント)

- ・対象となる学校名を伏せた状況でのパブリックコメントの実施。

【検証と今後の方向性】

（適正化検討開始の時期）

- ・ 前回再編が平成16年度から実施され、今回の適正化のためのプロジェクト委員会の設置は10年以上経過しており、適正化検討開始は遅れていたと言わざるを得ない。

（計画策定に係る組織）

- ・ 検討の開始については、前回再編の検証も含めた課題の洗い出し等の事務的な内容が多いので、検討の初期段階は教育委員会内部の会議が適当である。
- ・ 教育委員会内部の会議による検討を踏まえ、適正化の推進方針を検討するにあたっては、外部の教育関係有識者や学校関係者の代表等に組織を広げるべきであった。

（情報の公開）

- ・ 3年間の検討の結果としての論点整理は教育委員会に報告し、県民にも資料を公開している。しかし、少子化の進行により生じる奈良県の教育課題等については深刻であり、随時県民に情報を公開し、課題意識の醸成に努めるべきであった。
- ・ 教育委員会会議の資料はホームページで公表されているが、県民に伝えたい内容の広報に工夫が必要である。

（意見の聴取等）

- ・ 今回の適正化にあたって、ヒアリングや、学校関係者に対する地域別の協議会、PTAの代表に対するアンケート調査等を実施しており、これからの高等学校の在り方についての意見聴取は一定行っている。今後は、ICTを活用するなど方法を工夫し、範囲を広げて意見を聴取することが望ましい。

（パブリックコメント）

- ・ 奈良県パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施計画策定の意思形成過程において適正に実施されたものであるが、学校名のない方針案での実施であったことに対して、県民等からの批判が多数あった。学校名が入った形でのパブリックコメントは、当該校の関係者からの批判的な意見が噴出することが予想されるが、案に賛成や容認の方の意見も含め、多様な意見を集められるようなパブリックコメントの実施について、今後考えなければならない。今回の適正化に関するパブリックコメントについては、推進方針と実施計画の間に位置する、学校名が案として見える「推進計画」のようなものに対して実施する等が考えられる。案に肯定的な意見、否定的な意見に関わらず、教育委員会としての考え方を説得力をもって示していくとともに、意見の案へのフィードバックや、意見に対する回答のための準備が十分に確保できるスケジュールが必要である。

② 教育環境整備についての視点

【高等学校の規模と配置】

今回の適正化については、前回再編の理念をある程度踏襲しているため、初期の頃は規模を8クラスを標準とする検討をしていたが、途中から「規模」を外している。普通科を設置する高等学校を地域に一定残していくという考え方、地域と学校との関係を大事にしていこうという考え方を大切にしながら、国レベルで議論が進んでいる普通科をどうしていくのかという教育改革についての議論を睨みながら進めてきている。生徒急増期に、学校を新設して増やすのではなく、増教室増学級で対応し、生徒減少期にはその学級数を減らして対応しようとした都道府県もあった。そのような都道府県でも現状、学級数減の対応では生徒数減少のスピードに追いつかなくなっている。奈良県では生徒の急増期に対して、普通科単独の高等学校を新しく設置して対応した。前回の高校再編においても高等学校の特色化を進めながら生徒減少に対応し、どう再編統合するかという考え方だった。

また、全県的な視野に立ち、生徒の学習・進路の希望や通学条件、地域バランスに配慮した課程及び学科の適正な配置を行う必要があり、学科毎の配置については、普通科を設置する高等学校を郡市単位で1校は維持することとし、他の学科に関しては地域性を考慮している。

【高等学校施設の耐震化等】

耐震化の目標については、平成17年度時点で奈良県耐震化改修計画という県全体の改修計画があり、その中で、学校施設について平成22年度を目途に70%、平成27年度に90%にするという目標が設定されていた。その上で、平成19年度に「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」を県教育委員会で策定し、災害時に要配慮者がいる施設の耐震を優先して進めるため、特別支援学校の耐震化を優先して行うこととした。特別支援学校は平成26年度末時点で耐震化率100%となり、高等学校については、平成25年度から29年度の5年間を耐震整備集中期間として取り組んできた。令和4年度末には、耐震化率100%になるという目標で現在進めているところである。

検証委員会で確認された奈良高等学校移転決定の経緯の概要は次のとおりである。

○ 平成26年

耐震補強が可能な建物は耐震補強を実施する方向で進んでおり、平成26年度には、奈良高等学校の格技場の耐震補強を実施している。

○ 平成27年

奈良市にある普通科高等学校の統合案も検討され、いずれかの校地が空く可能性があり、移転案が浮上している。現在の校地で耐震補強と建替を行うか、空き校地に移転をするかの検討を行う必要が出てきた。

○ 平成28年

平成28年1月に現地での建替の可否及び課題についてコンサルタント会社に調査業務を発注。平成28年3月、コンサルタント会社から「県立高等学校耐震化事業関連調査業務報告書」を受け、現地での建替には工期40～43か月、工事費38億円程度かかることが判明した。ただし、工期については、現地建替工事の着手までに境界確定・測量業務、設計業務が必要で、これらの業務を合わせると建替工事の完了が早くとも平成35年（令和5年）末頃になること、また、工事費については、設計費、体育館の耐震補強費を含むと42億円程度かかることが判明した。

○ 平成29年

奈良高等学校の耐震整備への対応について、複数案を検討している。

A案 平城高等学校校地の活用

B案 現在地での建替

C案 旧奈良工業高等学校跡地利用

○ 平成30年

平城高等学校校地が空くことが濃厚となり、耐震整備の早期完了のため、奈良高等学校を平城高等学校校地に移転することとした実施計画（案）を総合教育会議で報告するとともに、公表した。

県立学校では、築30年以上経過している建物が8割に達しており、今後10年～20年の間に一斉に更新時期を迎える見込みである。そこで教育委員会では令和3年2月に「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」を策定し、学校施設に求められる機能・性能の確保、中長期的な施設整備に関するトータルコストの縮減、財政負担の平準化や人員配置の適正化による計画的かつ効率的な施設整備の推進を図ることとし、本整備計画については、県議会で報告するとともに、教育委員会事務局ホームページにおいて広く公表している。また、本整備計画については、将来の県立学校の再編成（適正化）の検討状況等を踏まえ、適宜見直すこととしている。

【ICT教育環境】

教育環境というテーマで今回の検証委員会でクローズアップされたのは、ICT教育環境についてである。教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校の臨時休業中等に教育活動を継続するため、オンライン授業を中心とする在宅教育に取り組むこととなった。ICT機器について、生徒の私物端末を教育利用する、BYOD方式（Bring Your Own Device）の導入を今後進めていく方針である。

現在、国のGIGAスクール構想に則り、小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部において国費を活用し、1人1台の端末の整備が令和2年度に終了している。また、校内ネットワークの高速化、大容量化について、耐震工事等で工事のできなかった4校を除き、令和2年度内に工事が完了している。県立高校生の1人1台の端末については、既に国際高等学校ではBYODによる1人1台パソコン端末の環境が整えられ、各教科において端末を用いた授業等が行われている。板書や資料を配布する時間を短縮し、議

論や振り返りを充実させていること、授業中に課題を生徒に一斉配信し、その取組状況をリアルタイムに把握しながら授業展開に生かしていることなど、国際高等学校の教員のICT活用指導力は飛躍的に向上しており、今後その取組の成果を広げていこうとしている。BYOD方式での端末の整備について、低所得世帯等の生徒に対しては、国費を活用し購入した機器の貸し出しを行う予定である。

【検証委員会からの主な意見】

(学校の規模)

- ・少子化の波はあるが、学校運営上、規模が小さ過ぎると十分な教育環境を子どもたちに提供できない状況に陥ってきている。
- ・少子化が進み、特に奈良県は南部の方で子どもの数が減ってきている。学校の整備とともに、学校の特色をもたせるということで、新しい学科ができたり、大学と連携したりという方向で考えていただいている。地域と連携をした学校づくりや特色のある専門学科は、より小さな規模であっても有効に学習が進められる面がある。規模については、入試の制度や改革とあわせて柔軟に考えていただければありがたい。

(高等学校施設の耐震化等)

- ・耐震化と高校再編の時期が独立してそれぞれ実施できればよかったが、重なったことによる難しさが保護者等に伝わっておらず、関係する学校の保護者、生徒が不満をもつことになった。一方で、学校の維持の効率化を考えれば学校を減らすのも一つの方法ではないか等、いろいろな声がある。
- ・適正化と耐震化の時期が重なり、混乱を招いてしまったのではないかと感じる。合わせて計画をしていくということは大事なことだ。今後の長寿命化等の計画についても、適正化の内容、時期等をしっかりと見据え計画を立てなければならない。
- ・県立高等学校の長寿命化計画と今後の適正化とは関連して考えていくべきではないか。
- ・今後の校舎の長寿命化計画についても、適正化が必要な地域と重なりが出てくると考えられるので、問題を整理し、計画を立て、公表していくことが大切だ。

(ICT教育環境)

- ・ICTの整備において、パソコンを置くには現在の机は小さい。教室の大きさや1クラスあたりの人数等、GIGAスクール構想を進める中で、高等学校においても教育環境を考える必要がある。
- ・教室自体を子どもたちがもっと学びやすいレイアウトにする等、学びのための環境デザインを検討することはどうか。
- ・GIGAスクール構想がスタートしその整備が進んだが、5年後にはその更新がくる。今度は補助金はない見通しであると聞いている。市町村については、県の協力の下にどうするかということは今から考えないといけない。小・中学校に続き高等学校の教育環境の整備が必要となっている。今後の教育環境の整備に関わり、県がどのように情報提供し、保護者の理解を得ながら準備をしていくかが必要ではないか。

【検証課題】

（学校の規模）

- ・ 規模に対する考え方。

（高等学校施設の耐震化等）

- ・ 適正化と耐震化を同じ時期に実施。

（ICT教育環境）

- ・ 子どもたちに身に付けさせるべき力の変化への対応。
- ・ ICT教育環境の変化への対応。

【検証と今後の方向性】

（学校の規模）

- ・ 例えば、9クラス規模の学校を5クラスにすると、教員数、生徒数が比例して減り、部活動の数をどうするか等も含め、学校運営上の課題が多数発生してくる。ある程度大きな規模の学校の方が、柔軟に運営しやすいというメリットは大きいのは事実だが、今回の適正化において特色化をどう図るかが大きなテーマである中で、地域にどのような学校を何クラス規模で配置するかを柔軟に考え、地域の特性を加味しながら普通科、専門学科それぞれに考えて進める方針とした。

（高等学校施設の耐震化等）

- ・ 今回の適正化では、県立学校耐震化の課題も混在していたが、今後、学校施設の整備を進めるにあたっては、適正化の方向性や検討状況を見捨てることはできない。長寿命化計画に基づく施設整備についても、今後の適正化の方向性を睨みながら、適宜計画を見直していかなければならない。

（ICT教育環境）

- ・ 子どもたちに身に付けさせるべき力が、現代社会において急激に変化している。それに合わせた授業の形態や教え方、教員の役割の変化等を支えるために、教育環境としてICTに関わるハード面の整備だけではなく、広く施設や環境を検討し、整備を進めていく必要があるとともに、教員のICT活用指導力の向上を図らなければならない。今後の学校教育の転換に伴い、学校設備、特に教室や職員室等のデザインについては国も検討を開始しており、未来に向けての学校づくりの大きな課題としなければならない。

③ 高校教育改革についての視点

【国の高校教育改革】

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、第2次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関として平成25年1月に発足した教育再生実行会議において、令和元年5月に新時代に対応した高等学校改革についての第11次提言が出された。その後、中央教育審議会への諮問があり、令和3年1月の『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（以下、「令和答申」という。）が答申された。この中には、「新時代に対応した高等学校教育等の在り方について」として、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化などの改革が盛り込まれた。令和3年3月、令和答申の内容等を受け、高等学校設置基準等が改正された。これまで高等学校設置基準により、我が国の高等学校の学科は、「普通教育を主とする学科」、「専門教育を主とする学科」、「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」の三つと規定されており、その中の「普通教育を主とする学科」は普通科とされていたが、これを普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科に改められた。これは、「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置であり、これにより「普通教育を主とする学科」においても一斉的・画一的な学びではなく、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びを提供するという観点から、各学校の特色化・魅力化の取組に応じて普通科以外の学科の設置が可能となった。

【今回の適正化が目指す高校教育改革】

推進方針には、「時代の変化に対応した新しい高校づくり」を示しており、その中で各学校の特色化について触れている。そこでは、生徒急増期に設置した普通科高等学校の再編を実施して時代の変化に対応した新しい高等学校づくりを行うとした。これは、上記の国の方向性と基本的に一致していると考えてよい。

また、この方針においては、「社会とつながる実学教育の推進」及び「地域とつながる教育の推進」という観点から魅力と活力あるこれからの高等学校づくりを推進することとしている。これは、奈良県教育振興大綱が目指す地域での学びと仕事の円滑な接続を指向したものであり、高等学校において実学教育を一層推進することにより実現を目指すものである。今後も、学科改編、専攻科の設置などを含め、地域に根ざした実学教育の充実が求められるところである。

さらには、現在、高等学校を選ぶ際、多くの生徒が特色や教育内容ではなく、いわゆる「学習成績（偏差値）」を基準に選びがちであるという構造的な問題もある。この問題には、単なる偏差値序列という問題だけでなく、生徒が自ら学習する内容を選択していないことにより、生徒が受け身の姿勢となることの問題も孕んでいる。このことは、高校生の学習意欲の問題にも直結し、学びの質の担保に大きな影響を与えている。この問題に対し、

推進方針には、「県立高等学校のいわゆる偏差値序列による垂直的多様化から教育内容の選択肢拡大による水平的多様化への転換」という大きな方向性を示している。普通科改革、実学教育の推進を着実に進めながら、生徒の主体的な学校選択を実現していきたい。

【検証委員会からの主な意見】

（高等学校教育のニーズ）

- ・社会そのものが動いており、社会のニーズも変化していく。社会が動いていることにも関わって、高等学校の適正化を検証していく必要がある。
- ・奈良県は教育熱心な県であり、将来的な生徒数減少と大学進学率上昇についても配慮した上で、高等学校の適正な配置のビジョンをもつことが必要である。
- ・普通科は大学進学のための登竜門的なイメージがあり、普通科も特色ある形で門戸を広げているが、県民には残念ながら今回の再編も含め、それは大学でやればいいのかという意識が強い傾向がある。県民の意識改革も必要と思われる。

（各高等学校での改革の取組）

- ・学校もただ進学率だけを上げれば良いとか、それを維持すれば良いとかではなく、高校生の状況や地域のニーズを見て、自らをどう改革し活性化していくのかということ、是非やっていただきたい。
- ・高校教育改革の今後の方向性として、学校が自らの特色をどのように出していくか、自らの改革をどう進めていくのかという課題がある。

（地域とともにある特色化・魅力化）

- ・少子高齢化が進み、生徒数の減少や予算が限られる逆風の中ではあるが、国全体として高等学校の特色化を一層図っていくという方向性であることを含め、中学生には将来自分がどこへ進学し、どのように自己実現したいのかということについて、より意識できるような取組を高等学校からも示していく必要がある。また、そのことについて市町村教育委員会からも理解をいただき、進めていく必要がある。
- ・当初の普通科は8クラス規模という基本方針が、地域別協議会やヒアリングの実施により、地域に合った特色をもたせる方向になったと思う。

（高等学校入学者選抜の在り方）

- ・子どもたちが将来に対する力を付けることができるように、入試の見直しや特色化の推進等、子どもたちの学習指導に有効に働くような高等学校の改革が求められている。
- ・高校入試についても検討が必要ではないか。また、学校の状況について、受験生や県民の皆さんに情報提供が必要である。地域の方とコミュニケーションができるような環境づくりも必要になってくる。

（高等学校教育に関する情報提供）

- ・今、最も大きく変わってきているのが、理数系の教育で、特にICTの活用に関わって

は日々変化している。子どもや保護者が不安をもたないように、情報提供の仕方は工夫する必要がある。

- ・高校再編の具体的な対象を情報として出すだけでなく、高校教育改革、再編の方向性を県民に御理解いただくことが大切である。
- ・各高等学校において、特色をもたせた中期計画やスクール・ミッションの方向性等を積極的に情報公開していくことが大切だ。その情報を中学生とその保護者にできるだけ分かりやすく、すばやく伝えてもらいたい。
- ・中学生が将来の方向性をある程度決めて普通科を選択するとなると、各高等学校が魅力をもっと発信する必要がある。文部科学省も普通科と普通教育の区別をし、普通教育の意義を再度考え、普通教育の特色化を図るという流れになってきている。
- ・高等学校でどのように自己実現ができるのかを含め、情報提供する最も身近なツールがホームページだ。ホームページを活用し、各学校のレイアウトを一部共通化する等、見やすい形で学校の特色や改革の方向性や卒業生の事例等を、もっと情報提供するべきである。
- ・高等学校卒業後に就職したい子どもに対して、高等学校がどんな特色をもち、どんな技術や資格について学べ、どんな企業とつながりがあるか等も、中学生が知ることができるようになってもらいたい。
- ・高等学校がせっかく良い取組をしたり、将来に対する可能性を広げたりしていても、なかなか伝わらない。これからの時代は、学校が一生懸命やっていることを伝えていかなければならない。また、県民や保護者もその情報に積極的にアプローチをすることが大切である。

【検証課題】

(高等学校教育のニーズ)

- ・教育委員会としての今後の高等学校教育のニーズの捉え方。

(各高等学校での改革の取組)

- ・適正化による高等学校の特色化・魅力化を実現するための取組。

(高等学校入学者選抜の在り方)

- ・適正化による高等学校の特色化・魅力化に対応した入試制度についてのビジョン。

(高等学校教育に関する情報提供)

- ・高等学校教育に関する情報提供の状況。

【検証と今後の方向性】

（高等学校教育のニーズ）

- ・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律には、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。」と規定されている。このため、県内の中学校卒業生の数の動向等を十分踏まえ、県立高等学校の配置について、高等学校教育の普及を図り、機会均等を実現するため、不断の見直しが必要である。その際、今回、検証委員会から指摘があったとおり、加速度的に変化する社会のニーズへの対応や、将来の生徒数減少を踏まえたビジョンが求められている。
- ・実施計画では、計画の期間を、「この計画の対象期間は、計画を策定した日から、2027年度まで」としているが、一方で、「計画の対象期間中においても、魅力と活力ある高校づくりの推進のため不断の検討を行う」ともしている。検証委員会からの指摘のとおり、次に述べる各校の中期計画に基づく学校運営の検証サイクルも踏まえ、単に現実実施計画終了を待つのではなく、より効果的な時期に次期適正化を実施できるよう、適正化に関する検討スケジュールを定めることとする。

（各高等学校での改革の取組）

- ・県教育委員会では、令和3年10月〇〇日に公布した県立高等学校等の管理運営規則を一部改正する規則（令和4年4月1日施行）により、各高等学校において、本県の教育振興基本計画（「奈良の学び推進プラン」）を踏まえ、いわゆるグラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーにあたる各方針と、教育振興基本計画及び各方針を実現するための目標や指標をまとめた中期計画を定めることとしている。
- ・この中期計画策定の際は、各校のミッションの再定義も行うこととしており、今後、各学校が期待される役割や教育方針を、明確に広く県民に公表することで、各学校が目指す特色化、魅力化の内容を確実に伝えていくこととする。また、このことにより、中学生が自己実現を図るための高等学校選びを行うことを可能としていく。

（高等学校入学者選抜の在り方）

- ・現在、奈良県では特色選抜、一般選抜と、主として2回の県立高等学校入学者選抜を実施している。（2次募集、追検査、奈良県立大和中央高等学校入学者選抜を除く。）今後、高等学校改革を有効に進めるためにも、選抜制度の見直しが必要である。県教育委員会では、検証委員会の議論を受ける形で、今後の選抜制度の検討を進めていくこととし、「県立高等学校入学者選抜検討委員会」を設置し、令和3年11月から検討を開始する。

（高等学校教育に関する情報提供）

- ・推進方針では、いわゆる「普通科は進学、専門学科は就職」という硬直的な見方への懸念や、いわゆる偏差値序列による垂直的多様化から教育内容の選択肢拡大による水平的多様化への転換など、本県における高等学校適正化の中心的な考え方に言及している。

しかし、これらの考え方に関する県民への情報提供や議論は、決定的に不足した。今後の適正化を含む高等学校教育改革に関しては、情報の発信と意見の収集という往還プロセスを重視しながら、議論を深めていくこととする。

- ・なお、検証委員会からは、各高等学校に関する情報発信の不十分さも指摘があった。このことは、これまでからPTA関係者からも指摘があるところである。各校のホームページの充実をはじめ、ICT環境を最大限に活用した情報発信の在り方について検討していく。

(2) 「県立高等学校適正化実施計画」についての検証

① 策定の時期・方法等についての視点

【検討の経緯】

県立高等学校適正化実施計画推進委員会

期 間 平成30年4月～平成30年8月

目 的 県立高等学校適正化実施計画を円滑に推進する

組 織 教育次長、参与、教委事務局関係課室長、教育振興課長（地域振興部）

回数等 6回開催

報告等 教育委員会会議及び総合教育会議で随時報告

教育委員会会議臨時会（第1回～第6回）（一部非公開）

期 間 平成30年4月～平成30年8月

○平成30年4月 教育委員会会議第1回臨時会
議決事項

県立高等学校適正化推進方針について（可決）

- ・パブリックコメントの回答について検討

○平成30年4月 教育委員会会議第2回臨時会
議決事項

県立高等学校適正化実施計画案について

その他報告事項

県立高等学校適正化推進方針と方針案意見募集結果の公表について

- ・前回会議の検討を踏まえたパブリックコメントに対する回答の修正が教育振興大綱推進課長より報告、パブリックコメントのそれぞれの意見に対して教育委員会の考え方として回答を記載し、奈良県ホームページ等において4週間公表

※平成30年5月 教育委員会会議第3回第4回臨時会議

議決事項

県立高等学校適正化実施計画案について

- ・実施計画案の具体を検討

平成30年度第1回奈良県総合教育会議

時 期 平成30年6月

組 織 知事、教育長、教育委員

報告等 県立高等学校適正化実施計画（案）の概要を報告

県立高等学校適正化実施計画（案）公表（平成30年6月）

教育委員会会議定例会

○平成30年6月 教育委員会会議第4回定例会

報告事項

県立高等学校適正化実施計画案について

県議会：県立高等学校適正化実施計画案可決（平成30年7月）

教育委員会会議臨時会

○平成30年7月 教育委員会会議第5回臨時会

報告事項

県立高等学校適正化実施計画に寄せられた意見について

- ・教育委員会に多く寄せられた意見、要望、署名等について教育振興大綱推進課長が報告

その他

適正化実施計画関係校長からの教育内容等に関するヒアリング

○平成30年8月 教育委員会会議第6回臨時会議

議決事項

県立高等学校適正化実施計画の変更について（可決）

- ・実施計画案の一部校名の変更と年次計画の変更

県立高等学校等設置条例を一部改正する条例（可決）

県議会：県立高等学校適正化実施計画修正案可決、設置条例修正案可決
（平成30年10月）

【検証委員会からの主な意見】

※（１）「県立高等学校適正化推進方針」についての検証と共通のため記載していない。

【検証課題】

（推進委員会設置の時期）

- ・平成30年6月議会に実施計画案を出す予定での、検討委員会の4月設置。

（計画策定に係る組織）

- ・推進委員会の組織。

（情報の公開）

- ・推進委員会は全て教育委員会事務局及び教育振興課職員で実施。
- ・推進委員会から教育委員会会議への報告等が中心。教育委員会会議は実施計画案の意思形成過程においては非公開。

【検証と今後の方向性】

（推進委員会設置の時期）

- ・推進方針から実施計画までの間が短かったという批判については、推進方針と実施計画の間に「推進計画」の段階を挟む必要があったのかも含めて、パブリックコメント後の対応を丁寧にするためにも、もう少し時間をかけることができるスケジュールであるべきだった。

（計画策定に係る組織）

- ・実施計画策定に近いこの段階では、学校や保護者等からのより多くの意見を取り入れることができるよう、PTAの代表等に組織を拡大することも検討するべきだった。

（情報の公開）

- ・県民の関心がより高まっている時期である。教育委員会の考え方がより県民に理解されるような積極的な広報が必要であった。
- ・新聞報道も含めて情報公開が足りなかった。保護者としては、そのあたりが不安で、受験に向き合うことが難しかったと感じる。

② 教育環境整備についての視点

【地域と共にある学校づくり】

県立学校では、平成26年度から全ての学校で「地域と共にある学校づくり」を推進している。各学校においては、生徒の「社会を生き抜く力」を養成し、地方創生を担う人づくりにつなげることを目的に、地域や社会との協働の下、「地域への情報発信」「スポーツや文化を振興する取組」「地域創生に寄与する活動への参画」など多様な取組が展開されている。また、教育委員会では、令和4年度末までに全ての県立学校にコミュニティ・スクールを導入する予定であり、「特色と魅力ある学校づくり」「生徒の活動の活性化」の実現に向けて取組を進めている。

平城高等学校では、これまで地域で果たしてきた歴史的・文化的な役割を、奈良高等学校に受け継ぐため、令和2年度に両校が中心となって地域との協議会を立ち上げ、具体的な取組を開始している。地域連携活動の引き継ぎについて、両校の生徒の協議等を実施している。地域との連携は、生徒が地域から学び、同時に地域の活性化に役立つことが重要であり、地域の方の意見を十分聴き、生徒の自発的な発案を大事にしながら、今後も地域と共にある学校づくりを進めていく。

【検証委員会からの主な意見】

(地域と共にある学校づくりの推進)

- ・ 少子化が進む中、子どもの少ない地域では高等学校は必要ないとの考え方もあるが、小・中学校同様に地域と連携した学校として、コミュニティ・スクールの推進と、高等学校の地域性について考える必要がある。

【検証課題】

(地域と共にある学校づくりの推進)

- ・ 適正化における「地域と共にある学校づくり」の継承。

【検証と今後の方向性】

(地域と共にある学校づくりの推進)

- ・ いずれの高等学校においても、地域との連携の良い成果を継承していくことは当然である。平城・奈良両高等学校については、地域連携について両校生徒の交流を既に実施しているが、平城高等学校の培ってきた成果を継承し、地域との連携・協働をより進めることを検討する。

4. おわりに

【検証委員会委員長まとめ】

- ・教育委員会内部でしっかりと準備した後、外部有識者を組織に入れ、県民に内容を丁寧に伝え、把握してもらおうという、情報が生きるプロセスが大切だという意識を、教育委員会は再認識して欲しい。
- ・何よりもプロセスを生かすためには、行ける高等学校があることが大事なのではなく、長い人生で自己実現でき、興味・関心をもって本当に行きたい、成長を促してくれるような高等学校を大事にする県民意識も重要だ。それが活気のある奈良県の都市づくりにつながっていく。
- ・高等学校も特色化について共に県民に伝え、場合によっては改革の一端として学校から教育委員会に提言することも必要である。